大阪府若年被害女性等の早期把握事業補助金交付要綱

（趣 旨）

第１条 　大阪府（以下「府」という。）は、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立の推進に資することを目的に、「大阪府若年被害女性等の早期把握事業補助金」（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（交付の対象）

第２条　この補助金の交付の対象は、社会福祉法人、特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）等（以下「補助事業者」という。）とする。

（交付対象経費）

第３条　この補助金の交付の対象となる経費は、「大阪府若年被害女性等の早期把握事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）４（１）、（３）及び（４）に定める事業の実施並びに実施要綱４（２）の支援調整会議等への参加に係る経費とする。

（交付額の算定方法）

第４条　この補助金の交付額は、次に定める規定により算定された額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）　次の表の第１欄に定める事業名ごとに、第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。

（２）　（１）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、次の表の第４欄に定める補助率を乗じて得た額を交付する。

（３）ただし、支援調整会議等参加促進事業は、対象経費について、報酬、給料、旅費、役務費（通信運搬費等）、使用料及び賃借料に限るものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １．事業名 | ２．基準額 | ３．対象経費 | ４．補助率 |
| 早期把握事業 | 1,000千円 | 事業実施に必要な報酬、給料、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、共済費、扶助費 | 10分の10 |
| 支援調整会議等参加促進事業 | 100千円 |
| シェルター等提供事業 | 1,155千円（ただしシェルター１人１日提供あたり8,250円を上限とする） |
| 自立支援及び定着支援事業 | 2,000千円（ただし支援対象者１人あたり自立支援100千円、定着支援50千円を上限とする） |

（補助金の交付の申請）

第５条　この補助金の交付の申請は、府知事（以下「知事」という。）が定める日までに、知事に対し、交付申請書（様式第１号）に事業計画書（様式第２号）を添付し、提出するものとする。

（補助金の交付の決定）

第６条　知事は、前条による申請があった場合は、申請書の内容を審査し、適当と認める場合は、次条の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。

（補助条件）

第７条　この補助金は、府の予算の範囲内で交付するものとする。

２　規則第６条第２項の規定により知事が付する条件は、次のとおりとする。

（１）補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。

（２）補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ承認を受けなければならない。

　　　①補助事業の内容を変更しようとするとき。

　　　②補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（３）補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（４）知事は、事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に報告を求め、又は府職員に補助事業者の事務所、事業所、早期把握事業及びシェルター提供事業に関する支援の実施場所等に立ち入り、帳簿書類等その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（５）この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

（変更交付申請）

第８条　補助事業者は、この補助金の交付の決定後の事情変更により、申請内容を変更しようとするときは、知事が定める日までに、変更交付申請書（様式第３号）に事業変更計画書（様式第４号）を添付して、知事に提出するものとする。この場合において、変更交付決定及び通知については、第６条の規定を準用する。

（概算払）

第９条　知事は、必要があると認める場合において、補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

２　前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、知事が定める日までに、概算払請求書（様式第５号）を、知事に提出しなければならない。

（実施状況報告）

第10条　補助事業者は、補助事業の進捗状況等を明らかにするために、半期ごとに実施状況報告書（様式第６号）を作成し、知事が定める日までに、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条　補助事業者は、補助事業が完了したとき又は会計年度が終了したときは、速やかに、実績報告書（様式第７号）に関係書類を添付して、知事が定める日までに、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条　知事は、前条による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

（是正のための措置）

第13条　知事は、前条の規定による調査の結果、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

２　第11条の規定は、前項の規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

（補助金の精算）

第14条　補助事業者は第12条の確定に基づき、府が指定する概算払精算書（様式第８号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

 第15条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときは、規則第16条第２項の規定に基づき補助事業者に返還を命ずるものとする。

２ 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

３ 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

 （決定の取消し等）

 第16条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、規則第５条に規定する補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）補助事業者が、法令、規則、本要綱、補助金の交付決定の内容、これに付した条件に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

（４）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

２ 知事は、前項の取消し又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取消し又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

３ 知事は、第１項第１号から第３号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対し、当該命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を補助事業者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

４ 第２項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第２項及び第３項の規定を準用する。

５ 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

６ 知事は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

附則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年６月10日から施行する。